

第4章 事業の効果的な推進に向けて

第4章 事業の効果的な推進に向けて

クイックプランは、お客さまの視点を重視し、道路陥没など、都民生活に直結する課題に短期間に対応していくために策定したものである。これまで進めてきた再構築に加えて、クイックプランを着実に推進していくことで、事業の効果を早期に発現させ、さらにわかりやすく示すことで、将来にわたって継続する再構築事業へのお客さまの理解を得ていく必要がある。

また、財政状況が厳しい中であっても、効率的に効果を発現していくため、関係機関やお客さまとの連携を一層強化するとともに、新技術の開発を進めていく。

1 関係機関との連携

①道路陥没対策

- ・他企業の近接工事により、下水道管きょが損傷を受けることもあるため、巡視・パトロール体制の強化や事故発生時の緊急連絡体制の充実を図る。
- ・他企業の近接工事に伴う下水道管きょの防護方法の徹底を図る。
- ・道路管理者と連携し、雨水ます及びその取付管の老朽化対応を図る。

②臭気対策（ビルピットの維持管理指導）

- ・ビル所有者に、臭気の発生原因がビルピットであることを認識してもらう必要があり、区の建築指導部署や建築士事務所協会などと連携してPRする。

③枝線管きょの耐震化

- ・区が行う避難所などにおける仮設トイレの設置と連携し、その排水を受ける枝線管きょの耐震化を推進する。

写真4-1 他企業工事による
取付管の破損



写真4-2 他企業工事の立会い



2 お客さまへの広報活動

①PRの必要性

- ・平成15年度下水道モニターアンケートによると、「老朽化した施設を再構築すること」の認知度は、22%と低い。
- ・しかし、下水道の様々な課題を挙げ、重要度に関する質問を行ったところ、「老朽化した施設を再構築すること」について「非常に重要である」と回答した人の割合は86%と高い値を示した。
- ・事業を円滑に推進するため、再構築事業のPRを一層強化し、近隣住民の協力を得る。

②PR内容

- ・地元自治会等への計画・設計段階の説明会を実施する。
- ・工事内容や事業効果をわかりやすく説明した工事広報板の設置、工事現場見学会等を実施し、地元とのコミュニケーションを充実する。

図4-1 平成15年度下水道モニターアンケート結果（回収数98人 送付数100人）
（「老朽化した施設を再構築することについて」）

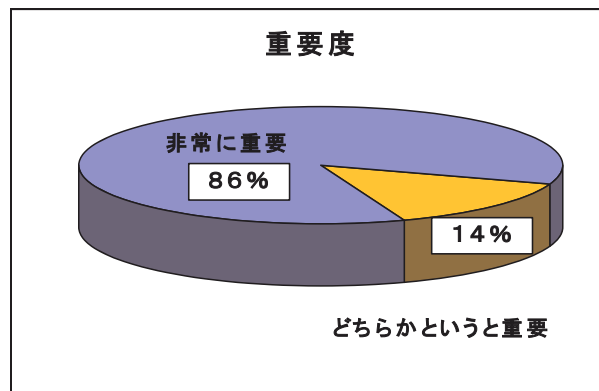
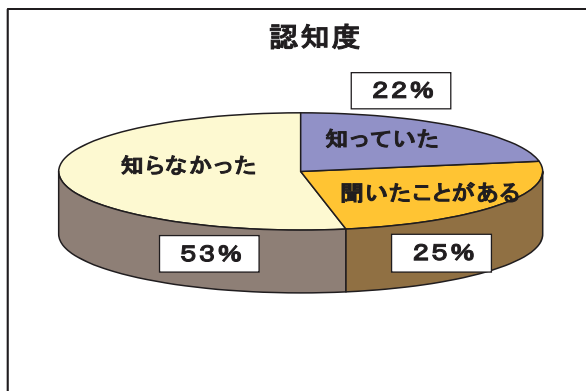


写真4-3 工事広報板



写真4-4 工事現場見学会



3 新技術の開発・導入

- 今日の厳しい下水道財政の状況の中で、下水道の課題にスピーディーに対応し、効果を早期に発現するため、新たな技術開発及び導入拡大を進める。

表4-1 再構築クイックプランを先導する技術開発一覧

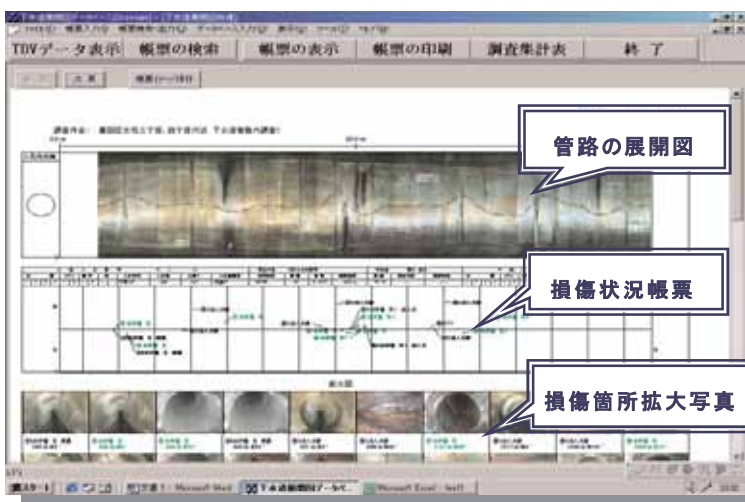
項目	内容
管路内調査のデジタル化	デジタルカメラにより調査効率向上、診断支援システムにより異常箇所を自動認識
取付管の調査技術	小型で軽量の取付管用TVカメラ調査機器
非開削による障害物撤去工法	推進工法などで障害となる地中障害物を超高压水により切断撤去する工法
コンパクトシールド工法	トンネルの掘削断面を小さくすることで、コストの縮減、工期の短縮、建設発生土の削減
管きよの長寿命化	コンクリートに代わる新材料として、硫酸による腐食に強い硫黄固化体の実用化
伏越し部の改善技術	スカムや土砂が溜まり易い伏越し部を改良する技術
汚水平準化装置の開発	基準以上の汚水を排水する建築物における排水調整槽の縮小が可能な装置の実用化

図4-2 管路内調査のデジタル化

デジタル式管路内調査器



90万画素のビデオカメラを搭載し、曲面ミラーを用いることで、管路内を直進するだけで、壁面全体の詳細な映像を取得できる。



4 大量排水者指導制度の規制緩和

①大量排水者指導制度^{※1}の規制緩和

- ・下流域も含めて再構築が完了したエリアでは、下水道管きよの能力不足が解消されるため、大量排水者指導制度の規制緩和を行う。
- ・大量排水調整槽の規模縮小を図るため、ビル所有者との再協議を進める。

②「汚水平準化装置」の現地検証

- ・大量排水調整槽の縮小を可能とする「汚水平準化装置」について、実用化に向けて、臭気抑制の効果、維持管理などの課題について現地検証を進める。

①大量排水指導者制度の規制緩和のメリット

- ・本制度の規制緩和により、夜間まで溜めておかなければならない汚水の量を減少させることが可能となり、臭気の原因となる硫化水素の発生を抑制することが出来る。
- ・排水調整槽を縮小することにより、維持管理にかかるコストの縮減も可能。

②汚水平準化装置の現地検証

- ・汚水平準化装置は、ビルから排水される汚水の流量を、下水道管きよの流下能力に合わせて、オリフィス^{※2}により調整するものであり、本装置を用いることにより、大量排水調整槽の規模縮小が可能となる。(次ページの図4-3、4-4参照)
- ・今後、実用化に向けて、維持管理面、臭気抑制効果などについて現地検証を行う。

※1 大量排水者指導制度

- ・本制度は、一定基準以上の大量の汚水を排水する建築物の建築予定者に、排水調整槽の設置を依頼し、計画汚水量を越える量の汚水を比較的下水道施設に余裕のある夜間などに放流してもらうものである。
- ・本制度は、戦後の経済成長に伴う土地利用の高度化、住民の生活様式の向上などによる汚水量の増加により、下水道管きよの能力不足が生じ、これを改善するために設けた制度。下水道法第19条の工事負担金制度に替わるものとして昭和49年から実施。

※2 オリフィス

- ・流量の測定や制御などの目的で、水槽などの壁または堰に穴を開けて水を流出させるようにしたときの流出口。

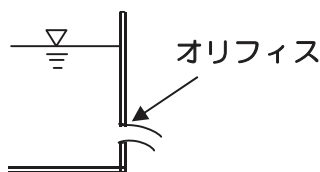


図4-3 汚水平準化装置イメージ図

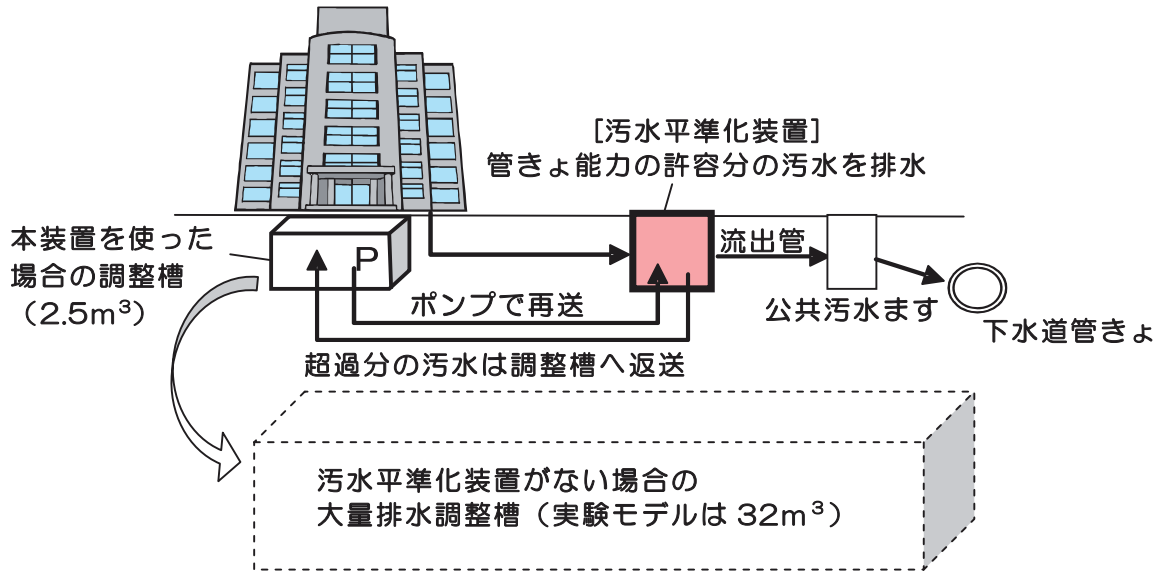
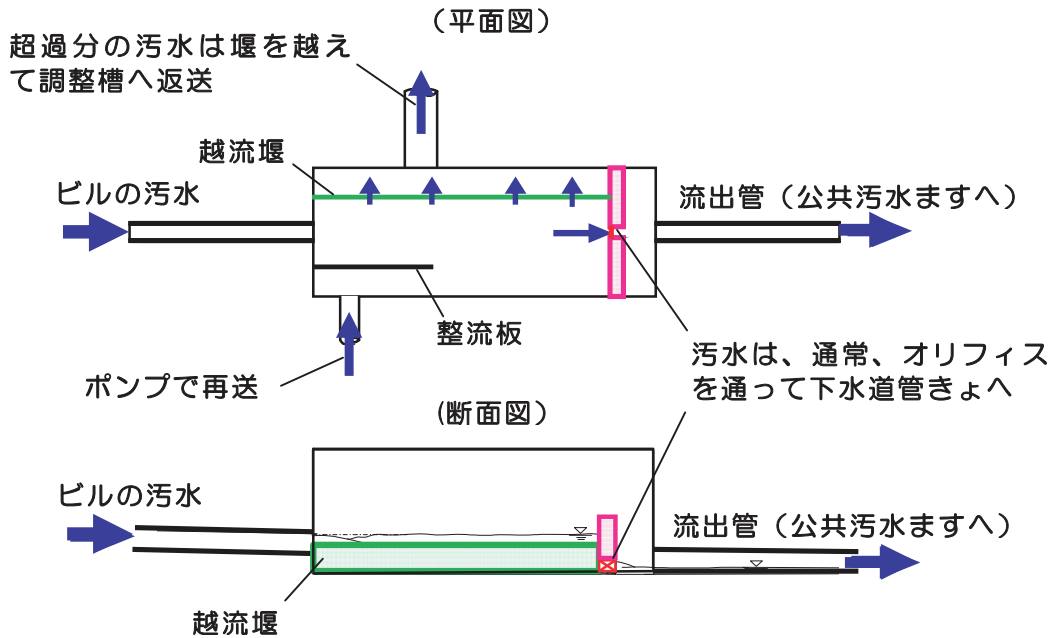


図4-4 汚水平準化装置構造図



平成16年9月発行

平成16年度
規格表第3類
登録第45号

[新]
再構築クイックプラン
～ 老朽施設の速やかな改善 ～
〈道路陥没、臭気発生などへの緊急対策〉

編集・発行 東京都下水道局計画調整部計画課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 (03)5320-6594

印 刷 シンソー印刷株式会社